

平成14年第2回臨時会  
斑鳩町議会会議録

平成14年5月10日  
午前9時25分 開会  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (14名)

1番	森河昌之	2番	小野隆雄
4番	山本直子	5番	松田正
6番	中西和夫	7番	野呂民平
8番	里川宜志子	10番	西谷剛周
11番	萬里川美代子	12番	中川靖広
13番	喜多郁子	14番	浅井正八
15番	木田守彦	16番	吉川勝義

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口 隆 係長 上埜幸弘

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	池田善紀
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
監査書記	藤原伸宏	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	野崎一也	健康推進課長	西田哲也
環境対策課長	清水孝悦	住民課長	西谷桂子

都市建設部長	鍵田徳光	建設課長	堤和雄
観光産業課長	杉本正二	都市整備課長	藤本宗司
教委総務課長	清水建也	生涯学習課長	水田美文
上下水道部長	辻善次	上水道課長	御宮知恒夫
下水道課長	田口好夫		

---

## 1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 議案第24号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程 4. 議案第25号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 5. 議案第26号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程 6. 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程 7. 承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)
- 日程 8. 承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について)
- 日程 9. 承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計補正予算(第2号)について)
- 日程10. 報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)
- 日程11. 報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について)
- 日程12. 特別委員会設置について
- 追加日程 1. 議長辞職許可について

- 追加日程 2. 議長選挙について
- 追加日程 3. 副議長辞職許可について
- 追加日程 4. 副議長選挙について
- 追加日程 5. 常任委員会委員の選任について
- 追加日程 6. 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程 7. 都市基盤整備特別委員会委員の辞任許可について
- 追加日程 8. 都市基盤整備特別委員会委員の選任について
- 追加日程 9. 広報発行対策特別委員会委員の辞任許可について
- 追加日程 10. 広報発行対策特別委員会委員の選任について
- 追加日程 11. 市町村合併調査研究特別委員会委員の選任について
- 追加日程 12. 推薦第 1 号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について
- 追加日程 13. 議長報告について
- (1) 常任委員会正副委員長互選結果について
  - (2) 議会運営委員会正副委員長互選結果について
  - (3) 都市基盤整備特別委員会正副委員長互選結果について
  - (4) 広報発行対策特別委員会正副委員長互選結果について
  - (5) 市町村合併調査研究特別委員会正副委員長互選結果について
  - (6) 都市計画審議会委員について
  - (7) 青少年問題協議会委員について
  - (8) 老人憩いの家運営委員会委員について
  - (9) 社会教育委員について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

(午前9時25分 開会)

○議長（小野隆雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しています。よってこれより、平成14年第2回斑鳩町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、町長より議会招集のごあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり一言あいさつを申し上げます。

本日、平成14年第2回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様方には、公私何かとお忙しい中お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、埋蔵文化財等の調査については、議員皆様方のご理解とご協力により逐次進めさせていただいており、この場をおかりし改めて感謝を申し上げる次第であります。

町史跡指定の駒塚古墳の発掘調査状況についてであります。その保存と活用を目的に、平成12年度から今日まで古墳の墳丘調査、測量調査及び範囲確認調査の実施により、古墳の規模等について確認を行い、引き続き墳丘部分のトレンチ発掘調査により、古墳の築造時期や墳丘の形態等の解明に向け調査を行ったところであります。町内にあります数少ない貴重な前方後円墳の1つでありますことから、今日までの調査結果について、今月の18日、19日の2日間現地において説明会を開催させていただきたいと考えております。このことにつきましては、5月14日に報道機関にも発表をすることにいたしております。あらかじめ議員皆様方にもお知らせさせていただき、より一層のご理解とご協力をお願いする次第であります。

平成14年度も既に1カ月余り過ぎ、4月1日付で職員の人事異動を行い、新たな体制の中で「一人ひとりが創り出すまち 歴史と文化が暮らしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現に向け、職員ともども一丸となり、創意工夫を凝らしながら諸事業の早期実施に積極的に取り組み、斑鳩町の個性と創造性を十分発揮できるまちづくりを目指し、最善の努力をしているところであります。議員皆様方のより一層の温かいご支援とご協力を賜りながら、本町のさらなる発展に向け全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

本臨時会には、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてほか8議案を付議させていただいております。何とぞ温かいご審議を賜りまして、すべて原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 本臨時会の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。11番、萬里川議員、12番、中川議員、両議員にはよろしく願いいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日と定めることについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

続きまして、日程3、議案第24号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程4、議案第25号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程5、議案第26号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について、日程6、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）、日程7、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）、日程8、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）、日程9、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計補正予算（第2号）について）、日程10、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程11、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について）、日程12、特別委員会設置について、以上10議案を一括上程いたします。

町長から、本臨時会に付議されました日程 12 を除く 9 議案について提案説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） 本臨時会に付議いたしました各議案の概要につきまして説明をいたします。

まず、議案第 24 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るため、農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 14 年政令第 43 号）が平成 14 年 4 月 1 日から施行され、農林漁業団体職員共済組合法が廃止されたことに伴い、当条例についても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 25 号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金を各階級及び勤続年数の区分にかかわらず一律 4,000 円ずつ引き上げる政令が施行されたことに伴い、当条例についても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 26 号 平成 14 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 号）についてであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,010 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 8 億 9,010 万円とするものであります。

その主な補正の内容であります。まず歳入では、第 15 款寄附金で、ご寄附いただきました指定寄附金について、民生費寄附金 10 万円、都市計画費寄附金 1,000 万円の増額補正であります。

次に、歳出では、第 3 款民生費では、先ほどの指定寄附金 10 万円を福祉基金に積み立てるものであります。

第 7 款土木費、第 4 項都市計画費、第 7 目景観保全対策事業費では、1,000 万円の増額補正であり、寄附者の意向を踏まえ先ほどの指定寄附金 1,000 万円を財源とするものであります。

次に、繰越明許費では、第 7 款土木費、第 5 項住宅費の公営住宅建設事業費で、公営住宅の工期が約 12 カ月必要であり、平成 15 年夏頃に完成予定となることから、2 億 5,676 万 8,000 円を平成 15 年度に繰り越しを行うものであります。

次に、承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条

例の一部を改正する条例について)であります。

平成14年度地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律(平成14年法律第17号)が平成14年3月31日に公布されたことにより、平成14年4月1日から施行されるものについて当該条例の一部改正する必要があることから、町長専決処分をさせていただいたものであります。

その改正の主な内容であります。個人住民税非課税限度額の改正として最近における国民生活水準の動向との関連を踏まえ、低所得者層の税負担に配慮するため、平成14年度分以降の個人住民税均等割のうち非課税限度額の加算額を15万2,000円から19万2,000円に、また所得割の非課税限度額の加算額を32万円から36万円にそれぞれ引き上げるものであり、このことについて、地方自治法第179条第1項の規定により平成14年3月31日付で町長専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたものであります。

次に、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)であります。

承認第1号同様、平成14年度地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が公布され、非課税措置等の廃止、整理統合、創設、及び期間の延長が行われました。この改正に準じて当該条例の一部を改正するものであり、このことについて、地方自治法第179条第1項の規定により平成14年3月31日付で専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたものであります。

次に、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について)であります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,554万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ88億5,084万2,000円としたものであり、主に地方譲与税、利子割交付金をはじめとする各種交付金及び地方交付税の確定と地方債の許可予定額の確定に伴う補正であり、このことについて地方自治法第179条第1項の規定に基づき町長専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたものであります。

その主な補正の内容であります。まず、歳入予算についてであります。

主に、交付金の決定によるもので、第2款地方譲与税では、自動車重量譲与税及び地

方道路譲与税で327万5,000円の増額、第3款利子割交付金では、5,588万8,000円の増額、第4款地方消費税交付金では、216万2,000円の増額、第5款ゴルフ場利用税交付金では、1,994万1,000円の増額、第6款自動車取得税交付金では、1,294万6,000円の増額、第8款地方交付税では、4,995万8,000円の増額、第9款交通安全対策特別交付金では、61万9,000円の減額であります。

第13款県支出金では、地域活性化事業総合補助金及び市町村事務処理交付金の確定により63万7,000円の減額、第16款繰入金では、平成14年3月31日をもって斑鳩町観光自動車駐車場特別会計を廃止したところでありますが、本特別会計からの繰入金309万7,000円の増額であります。

第19款町債では、地方債許可予定額の確定により4,953万7,000円の増額であり、内訳としましては衛生債で730万円の減額、土木債で1,543万7,000円の増額、臨時財政対策債で2,410万円の増額、減税補てん債で1,730万円の増額であります。

次に、歳出予算については、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費で水道事業会計出資金の確定により730万円を減額するとともに、地方債の許可予定額及び県支出金の確定に伴い、各款、項、目において予算の補正を行わず財源の振替えを行ったものであります。

なお、特定財源等の増額により2億284万8,000円については、予備費に留保いたしました。

次に、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計補正予算（第2号）について）であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ190万7,000円を追加し、総額をそれぞれ2,620万1,000円としたものであります。

本特別会計は平成13年度において終了することにより、その清算を見越しての補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき町長専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その主な補正の内容であります。補正の歳入につきましては、聖徳太子関連ニュースがマスコミ等で取り上げられたこともあり、普通自動車の利用が増えたことにより第



1 款使用料及び手数料、第 1 項使用料、第 1 目駐車場使用料で 1 9 0 万 7, 0 0 0 円を増額補正いたしました。

歳出につきましては、歳入の増額分と合わせ各費目の精算を見込み、一般会計への繰出金 3 0 9 万 7, 0 0 0 円の増額補正によって措置をするものであります。

次に、報告第 4 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

町営三井観光自動車駐車場の南西角の町道において、上水道課の公用車と対向車の接触事故に対する損害賠償の額を決定したことについて、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された事項について、専決処分を行いましたので、同法同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第 5 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 1 4 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について）であります。

先の報告第 4 号 損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただいたことに伴い、平成 1 4 年度斑鳩町水道事業会計予算第 3 条に定められた収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ 1 0 万 5, 0 0 0 円増額することについて、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分を行いましたので、同法同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、町長専決処分につきましては、いずれも事務処理上、あるいは法制度の改正に伴い、やむを得ないものについて専決処分の措置をさせていただいたものであり、よろしくご理解を賜りますとともに、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決またはご承認いただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

それでは、日程 3、議案第 2 4 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第 2 4 号については、委員会付

託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第24号

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成14年5月10日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨の朗読をもって説明とさせていただきます。最後のページをお開きいただきたいと思います。

要旨を朗読させていただきます。

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（要旨）

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るため農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年政令第43号）が平成14年4月1日から施行され、農林漁業団体職員共済組合法が廃止されたことにより、当条例の一部を改正するものでございます。

改正条例の内容については、説明を省略させていただきます。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおり満場一致をもってご了承を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小野隆雄君）説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） ございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第24号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第24号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、日程4、議案第25号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議案第25号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

議案第25号

斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に  
関する条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成14年5月10日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨をもって説明とさせていただきます。最後のページをお開き願いたいと思います。

要旨を朗読させていただきます。

斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例(要旨)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第58号)が平成14年4月1日から施行されたことにより、この改正に準じて、当町の非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金を引き上げることとし、斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず、1番目の改正の内容でございますが、退職報償金の支払い額を次のように引き上げさせていただくものでございます。

下記の表を見てもらったらわかりますように、階級、勤務年数にかかわらず一律4,000円の引き上げとなっております。なお、この引き上げ率は、0.95%の引き上げ率となっております。

次に、実施時期でございますが、平成14年4月1日以後の退職者から適用すること

となっております。

改正条例の内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単であります但説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおり満場一致をもってご了承をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（小野隆雄君）説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） ございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第25号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第25号については、満場一致で可決いたされました。

次に、日程5、議案第26号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第26号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、議案第26号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第26号

平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成14年5月10日提出

斑鳩町長 小城利重

今回提出させていただきました平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）につ

いては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,010万円を追加し、84億9,010万円とするものでございます。また、公営住宅建設事業で、2億5,676万8,000円を、平成15年度に繰り越し措置を行うものでございます。

それでは、主な内容を補正予算書の予算に関する説明書に基づきまして説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、6ページをお開き願いたいと思います。

第15款寄附金、第1項寄附金では、1,010万円の増額でございます。内容といたしましては、指定寄附金といたしまして、福祉にということで、民生費寄附金10万円、西里地区の歴史的環境整備にということで、都市計画費寄附金といたしまして1,000万円でございます。

次に、歳出関係でございますが、7ページに移らせていただきます。

第3款の民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、先ほどの指定寄附金の10万円を福祉基金に積み立てるものでございます。また、第7款の土木費、第4項都市計画費、第7目景観保全対策事業費におきまして、先ほどの指定寄附金を財源といたしまして、法隆寺藤ノ木線等整備関連工事で1,000万円の増額をさせていただくものでございます。

次に、3ページへお戻り願いたいと思います。

第2表の繰越明許費でございます。第7款の土木費、第5項住宅費において、公営住宅の工事完成時期が、平成15年度末ごろになることから、平成14年度の予算に計上いたしました予算のうち、人件費を除きます2億5,676万8,000円を繰り越し措置をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお移り願いたいと思います。予算書の朗読をさせていただきます。

#### 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）

平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,010万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ84億9,010万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成14年5月10日 提出

斑鳩町長 小 城 利 重

以上で、議案第26号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小野隆雄君) 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) ございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第26号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議案第26号については、満場一致で可決いたしました。

次に、日程6、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって承認第1号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) それでは、まず、議案書の朗読をさせていただきます。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会

の承認を求めます。

平成14年5月10日提出

斑鳩町長 小城利重

次に、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第3号

#### 専決処分書

##### 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記の件について地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成14年3月31日

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨の朗読により説明させていただきます。最後のページをお開き願いたいと思います。

要旨を朗読させていただきます。

##### 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について（要旨）

平成14年度、地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律（平成14年法律第17号）が、平成14年3月31日に公布されたことにより、これに基づき町税条例の一部を改正するものでございます。

このたびの改正につきましては、個人住民税の非課税限度額の改正であります。

最近におけます国民生活水準の動向と関連を踏まえ、低所得者層の税負担に配慮するため、平成14年度分以降の個人住民税所得割及び均等割の非課税限度額を引き上げるというものでございます。

まず、均等割の非課税限度額についての加算額につきまして、下記の表のとおり、15万2,000円から19万2,000円と4万円の引き上げがされるものでございます。

次に、所得割の非課税限度額についても、下記の表のとおり、加算額がそれぞれ32万円から36万円と、4万円が引き上げられるものでございます。

その下に参考といたしまして、夫婦、子どもさん2人の給与所得者の場合について例を挙げさせていただいております。またご参照いただいたら結構と思います。

改正条例の内容については、省略させていただきます。

以上、簡単ではありますが、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、満場一致で原案をご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小野隆雄君）説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第1号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって承認第1号については、満場一致で承認いたされました。

続いて日程7、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって承認第2号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、まず、議案書の朗読をさせていただきます。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成14年5月10日提出

斑鳩町長 小城利重

次に、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第4号



## 専決処分書

### 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記の件について地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成14年3月31日

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨によりご説明させていただきます。最後のページをお開き願いたいと思います。

要旨を朗読させていただきます。

#### 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について（要旨）

平成14年度、地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律（平成14年法律第17号）が、平成14年3月31日に公布され、非課税措置等の廃止、整理統合、創設、延長について見直しが行われました。このことによりまして改正をしますのでございます。準じて改正させていただくものでございます。そういったことで、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正するものでございます。

以上が、今回の改正内容であります。特に当町に関係するような改正とはなっておりません。

改正条例の内容につきましては、省略をさせていただきます。

以上、簡単であります。ご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、満場一致をもってご了承のほどお願い申し上げます。

○議長（小野隆雄君）説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） ございませんか。 ——これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第2号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって承認第2号については、満場一致で承認いたされました。

次に、日程8、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって承認第3号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) 承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について) ご説明申し上げたいと思います。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて  
(平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成14年5月10日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第1号

専決処分書

平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について

標記の件について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成14年3月29日

斑鳩町長 小城利重

今回の町長専決処分をさせていただきました平成13年度の斑鳩町一般会計補正予算につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,554万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ88億5,084万2,000円とするものでございます。主に地方譲与税、利子割交付金を初めとする各種交付金及び地方交付税の確定と、地

方債の許可予定額の確定に伴う補正でございます。地方自治法第179条の第1項の規定に基づきまして町長専決処分をさせていただいたものでございます。

その主な補正の内容につきまして予算に関する説明書によりご説明を申し上げます。

まず、歳入関係でございます。

9ページをお開き願いたいと思います。第2款の地方譲与税では、第1項自動車重量譲与税259万1,000円の増額、第2項地方道路譲与税で68万4,000円の増額となっております。

次に、10ページでございます。第3款の利子割交付金では、5,588万8,000円の増額でございます。第4款の地方消費税交付金では、216万2,000円の増額となっております。

次に、11ページでございますが、第5款のゴルフ場利用税交付金では、1,994万1,000円の増額、第6款の自動車取得税交付金では、1,294万6,000円の増額となっております。

次に、12ページをお願いいたします。第8款の地方交付税では、4,995万8,000円の増額、第9款交通安全対策特別交付金では、61万9,000円の減額となっております。

次に、13ページにお移りいただきたいと思います。第13款の県支出金、第2項県補助金では、地域活性化事業総合補助金で100万円の減額、第3項県委託金では、市町村事務処理交付金36万3,000円の増額となっております。

次に、14ページへお願いいたします。第16款の繰入金でございます。平成14年3月31日をもって観光自動車駐車場特別会計を廃止したところでございますが、本特別会計からの繰入金、309万7,000円の増額となっております。

次に、第19款の町債でございます。地方債許可予定額の確定に伴いまして、4,953万7,000円の増額をさせていただきます。内訳といたしましては、第1目衛生債では、730万円の減額、第2目土木債では、治水対策事業債で170万円の増額、歴史的地区環境整備街路事業債で、1,370万円の増額、町営住宅整備に伴う特定資金公共投資事業債で3万7,000円の増額であります。第4目の臨時財政対策債では、2,410万円の増額、第5目、減税補てん債では、1,730万円の増額とそれぞれとなっております。

次に、16ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費では、水道事業会計出資金の確定によりまして730万円の減額をするものでございます。

全般にわたりまして、その他の補正につきましては、地方債の許可予定額及び県支出金の確定に伴い、款、項、目において、予算の補正を行わず財源の振りかえを行ったものでございます。

なお、21ページをお開き願いたいと思います。予備費でございますが、特定財源等の増額により、2億284万8,000円を予備費に流用をさせていただくものでございます。

次に、5ページにお戻り願いたいと思います。5ページには、第2表の地方債の補正について、変更について記載させていただいております。今回の補正に伴い地方債の限度額をそれぞれ変更させていただくものでございますが、説明は省略させていただきます。

1ページにお戻り願いたいと思います。予算書の朗読をさせていただきます。

#### 平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）

平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,554万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ88億5,084万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成14年3月29日 専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、平成13年度の斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご了承をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（小野隆雄君）説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君）　　ございませんか。――これをもって質疑を終結いたします。

　　お諮りいたします。承認第3号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君）　　異議なしと認めます。よって承認第3号については、満場一致で承認いたされました。

　　続いて日程9、承認第4号　町長専決処分について承認を求めることについて（平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計補正予算（第2号）について）を議題といたします。

　　お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君）　　異議なしと認めます。よって承認第4号については、委員会付託を省略いたします。

　　本案について、提出者の説明を求めます。鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君）　　それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別

会計補正予算（第2号）について）

　　標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成14年5月10日提出

斑鳩町長　小城利重

　　続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第2号

専決処分書

平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計補正予算（第2号）について

標記の件について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成14年3月29日

斑鳩町長 小城利重

本特別会計は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ190万7,000円を追加し、総額それぞれ2,620万1,000円としたものでございます。13年度において特別会計が終了することによりまして、その清算を見越して補正予算について、地方自治法179条第1項の規定に基づき町長専決処分をさせていただいたものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。

予算に関する説明書の4ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、1款使用料及び手数料、第1項の使用料、第1目駐車場使用料につきましては、普通自動車の利用がふえたことによりまして、190万7,000円を増額補正したものでございます。

続きまして、歳出についてでございますけれども、次の5ページでございますが、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましてでございます。これは、施設管理委託料と経費の節減によりまして、89万円を減額補正するものでございます。

次に、6ページのほうをお願いいたします。下段のほうの第2款予備費、第1項予備費、第1目予備費でございます。これは、一応不執行ということになりますので、減額補正したものでございます。

それと、ちょっと戻っていただきますけれども、第1款総務費、第2項観光開発費、第1目繰出金でございます。これにつきましては、今説明いたしました歳入の増額補正190万7,000円、歳出の一般管理費減額補正の減額89万円、それから今説明いたしました予備費の減額補正30万円の合計金額を309万7,000円、それを一般会計への繰出金といたしまして増額補正したものでございます。

それでは、1ページのほうにお戻り願います。

予算書を朗読させていただきます。

平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計補正予算（第2号）

平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計補正予算（第2号）は、次に定めると

ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,620万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成14年3月29日 専決

斑鳩町長 小 城 利 重

以上で、承認第4号につきましてのご説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議賜りまして、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小野隆雄君) 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第4号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって承認第4号については、満場一致で承認いたされました。

次に、日程10、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって報告第4号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。辻上下水道部長。

○上下水道部長(辻 善次君) それでは、報告第4号についてご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第4号

議会の委任による町長専決処分の報告について

( 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て )

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成14年5月10日提出

斑鳩町長 小城利重

これは、上水道職員が公用車で工事現場に向かう途中、町営の三井駐車場の南西角の町道501号線において対向車と接触事故を起こし、相手方との示談が成立し、損害賠償の額が決定したことにより、専決処分をさせていただいたものであります。交通安全には十分注意しておりますが、今後も一層注意するように指導してまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第5号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成14年4月8日

斑鳩町長 小城利重

それでは、裏のページの損害賠償の額の決定について朗読させていただきます。

斑鳩町大字三井377において、斑鳩町上水道課公用車が起こした接触事故による損害賠償を次のとおり決定する。1として、損害賠償の額、10万5,000円、損害賠償の相手方、大和郡山市矢田山町77-20、岡原邦夫。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。  
。12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） これは、相手方さんの修繕費の総額というのを、お幾らか教えてもらえますか。

○議長（小野隆雄君） 辻上下水道部長。



○上下水道部長（辻 善次君） 相手方の修繕費が26万2,500円ということになっておまして、これのうちの過失割合が40ということで、10万5,000円ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） ほかにございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。  
報告第4号 議案の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）を終わります。

次に、日程11、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって報告第5号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。辻上下水道部長。

○上下水道部長（辻 善次君） それでは、報告第5号について説明させていただきます。

議案書の朗読をさせていただきます。

報告第5号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成14年5月10日提出

斑鳩町長 小城利重

これは、先ほど説明させていただきました報告第4号の損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことにより、収入支出予定額を増額するものであります。

それでは、予算書の3ページをお願いいたします。

実施計画といたしまして、平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画。収益的収入及び支出。

収入の部で、款、項、目、水道事業収益と、項で営業外収益、目で雑収益として、既定の予定額167万円に今回10万5,000円の補正をお願いし、合計177万5,000円ということにさせていただくものであります。この収入につきましては、奈良県の市町村共済組合から出るということでございます。

支出につきましては、水道事業費用で、営業外費用、雑支出で、既定の予定額21万円に補正予算額10万5,000円を追加させていただきまして、合計31万5,000円ということで、これの雑支出については、相手方の損害賠償の額に支払うということの補正でございます。

それでは、1ページをよろしくお願いいたします。

#### 平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成14年度斑鳩町水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成14年度斑鳩町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入といたしまして、第1款水道事業収益、既定の予定額8億5,667万8,000円、補正予定額10万5,000円、合計8億5,678万3,000円。第2項、営業外収益、3,886万2,000円、補正予定額10万5,000円、合計3,896万7,000円。

支出。第1款水道事業費用、8億9,365万円、補正予定額10万5,000円、合計8億9,375万5,000円。第2項、営業外費用、8,957万1,000円、10万5,000円の補正で、8,967万6,000円。

平成14年4月8日 専決

斑鳩町長 小 城 利 重

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 何回もすみません。4割の過失で、相手さんの補償を4割分1

0万5,000円されているということは、斑鳩町の公用車に対する6割分相手さんから補償してもらえますよね。斑鳩町の車に対する4割分というのは、補正はないんですかね。

○議長（小野隆雄君） 辻上下水道部長。

○上下水道部長（辻 善次君） 残りの分につきましては、町村共済組合からまた、13年度で歳入として受けさせていただいております。先ほど、26万2,500円ということで、過失割合は40で10万5,000円を相手方に渡す。ただ、町の修理代、あと残りの60%は相手方が支払うと、修理と。町が受けた事故車の修理代が8万1,154円、これが町の公用車の。その60%は相手方から支払う。あとの40%を町が負担する。その40%については、町村の共済から自賠責で入ってくるということで、本来水道の支出というのはゼロということになります。年度が若干かわりますので、その辺の、修理代については13年度で処理をさせていただいているということでお願いしたい。町の公用車の修理代は13年度で処理させていただきたいということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） ほかにございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について）を終わります。

次に、日程12、特別委員会設置についてを議題といたします。

本案につきましては、設置の必要性につき、3月の議会運営委員会及び全員協議会でご協議いただいておりますので、その結論に基づいて議長発議するものであります。その提案は、市町村合併に関する調査及び研究を目的としております。

よって、お諮りいたします。委員会条例第5条の規定により、6名の委員で構成する市町村合併調査研究特別委員会を調査及び研究が終了するまで設置し、引き続き閉会中の継続審査に付することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって日程12、6名の委員で構成する市町村合併調査研究特別委員会の設置については、満場一致で可決いたしました。

ここで副議長と交代をいたしますので、暫時休憩いたします。

（午前10時26分 休憩）

---

(午前10時27分 再開)

○副議長(浅井正八君) それでは、再開いたします。

ただいま小野議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職許可についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって議長辞職許可についてを日程に追加し、議題といたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時28分 休憩)

---

(午前10時54分 再開)

○副議長(浅井正八君) 再開いたします。

ただいま議題となっております議長辞職許可について、地方自治法第117条の規定により、小野議員の退席を求めます。

(小野議員 退席)

○副議長(浅井正八君) 議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(浦口隆君)

#### 議長辞職願

今般、議員申し合わせにより、議長辞職願を提出いたしますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

平成14年5月10日

斑鳩町議会 議長 小野隆雄

斑鳩町議会副議長 浅井正八様

○副議長(浅井正八君) お諮りいたします。議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって議長辞職については、満場一致で許可されました。

(小野議員 着席)

○副議長（浅井正八君） 小野議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました議長辞職許可については、満場一致で許可されました。

議長辞職のあいさつをお受けいたします。

○2番（小野隆雄君） 平成13年5月臨時会におきまして、多数の議員皆様方のご推挙により、議長の要職に就任いたしましてから1年間、議員、理事者の皆様方のご協力、ご支援をいただき、まことにありがたく厚く御礼を申し上げます。

今、静かに振り返ってみますと、町議会の制度と運営を改めて見直し、合理的で能率的な審議と秩序維持に努め、会議のルールに従った節度ある発言など、議会本来の権限と機能を発揮するための改革に邁進するといった情熱にあふれていながら、皆様方の意に沿わぬ議会運営であったことを深く反省しているところでございます。

また、昨年11月20日、同僚議員村中政昭氏が心筋梗塞のため突如として逝去されましたことは、まことに痛恨の極みであり、改めて哀悼の意を表します。

さらに、本年2月28日には、同僚議員松村健一氏が、健康上の理由でやむを得ず議員辞職されたことに対し、衷心より一日も早いご回復を願っております。

後になりましたが、私の在任中支えてくださいました議会運営委員会及び事務局職員の皆さん、また退職されました小野美枝子前局長にも、心から感謝申し上げます。

議員、理事者の皆様方におかれましては、今後ともよろしくご指導、ご鞭撻くださいますようお願い申し上げます。私のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○副議長（浅井正八君） 小野議員におかれましては、昨年5月以来議長として議会のためにご尽力いただき、ここに副議長として議会を代表して感謝申し上げる次第であります。ありがとうございました。

ただいまの議決により、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議 場 閉 鎖)

○副議長（浅井正八君） ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、13番、喜多議員、15番、木田議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。 ——配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

(投票箱点検)

○副議長（浅井正八君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

( 投 票 )

○副議長（浅井正八君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（浅井正八君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行いますので、喜多議員、木田議員の立ち会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○副議長（浅井正八君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。有効投票14票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、小野議員が9票、西谷議員が4票、松田議員1票、以上のおりでございます。この選挙の法定得票数は、3.5票であります。よって小野議員が当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖を解く)

○副議長（浅井正八君） ただいま議長に当選されました小野議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

小野議員より、当選の承諾及び就任のごあいさつをお願いいたします。

○2番（小野隆雄君） 議長就任のごあいさつをさせていただきます。

ただいまは、多数の議員皆様方のご推挙により、再度議長に当選させていただきますし

た。まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

私、心を新たにいたしまして、議会の権威を保持し、住民の信頼にこたえるために、健全で良識のある議会運営に努め、規則に基づいた合理的な組織運営で、各議員が責任と権利を果たし、より有権者にわかりやすい議会づくりを進めてまいり所存でございます。

また、さきの議会運営委員会では、常任委員会の任期について、1年では短いのではないか、あわせて議長の短期交代制の是正も検討すべきとの提案もあり、その直後での議長再選という意義を、本当に謙虚に受けとめ、議員皆様方のより一層のご理解とご協力を得ながら、真の住民主権の議会運営に心がけ、急務の市町村合併についても、議会が専門的な知識を高め、住民に対して的確な啓発活動など本気で推進していきたいと考えております。

さらに、昨年も申し上げましたが、理事者の皆様方におかれましても、議会の使命とそれぞれの立場、職責を的確にご認識の上、住民全体のために協力して働く協働を再度お願いし、私の議長就任のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○副議長（浅井正八君） ありがとうございます。議長に議長章の授与を行います。

（議長章授与）

○副議長（浅井正八君） 議長に議長席にお着き願うことにいたします。

これをもって私の職務を終了させていただきます。皆様のご協力を賜りありがとうございました。

議長と交代するため暫時休憩いたします。

（午前11時12分 休憩）

---

（午前11時12分 再開）

○議長（小野隆雄君） 会議を再開いたします。

ただいま副議長の浅井議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職許可についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって副議長辞職許可についてを日程に追

加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、浅井議員の退席を求めます。

(浅井議員 退席)

○議長（小野隆雄君） 副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。浦口事務局長。

○議会事務局長（浦口隆君）

#### 辞職願

私は、このたび、議会の申し合わせにより副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。

平成14年5月10日

斑鳩町議会副議長 浅井正八

斑鳩町議会議長 小野隆雄様

○議長（小野隆雄君） お諮りいたします。副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。副議長の辞職については、満場一致で許可いたしました。

(浅井議員 着席)

○議長（小野隆雄君） 浅井議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました副議長辞職許可については、満場一致で許可いたしました。

副議長辞職のあいさつをお受けいたします。

○14番（浅井正八君） 昨年5月に私が副議長という重責を受けまして、1年間、早いものでございます。その間、町の団体の皆様方、また町外の研修、大変私にとっては思い出深い勉強になったかと思えます。私が副議長ということは、大変重荷でございました。世間で言われて、ちょっと恥ずかしいなと思って、今回はもう私はやめさせていただいて普通になりたいと思っております。皆さんの温かいご支援をいただいて、私みたいに未熟な者が去年1年間見守っていただきまして、まことにありがとうございます。

簡単でございますが、辞職のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

。

○議長（小野隆雄君） 浅井議員におかれましては、昨年5月から副議長として議会運営にご尽力いただき、ここに厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。



ただいまの議決により、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を、地方自治法第102条第5項の規定に基づき会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

副議長の選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議 場 閉 鎖)

○議長(小野隆雄君) ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、16番、吉川議員、1番、森河議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(小野隆雄君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

( 投 票 )

○議長(小野隆雄君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。吉川議員、森河議員の立ち会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○議長(小野隆雄君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。有効投票14票。有効投票のうち、中西議員9票、里川議員4票、山本議員1票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3.5票であります。よって中西議員が当選いたしました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖を解く)

○議長(小野隆雄君) ただいま副議長に当選されました中西議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

中西議員より、当選の承諾及び就任のごあいさつをお願いいたします。

○6番(中西和夫君) ただいま、私のような者が副議長という要職を推挙していただきまして、本当にありがとうございます。微力ではございますが、議員皆様方のお知恵を拝借しながら、小野議長の補佐役として務めてまいりたいというふうを考えておりますので、議員皆様に初め理事者の皆様方におかれましては、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくをお願いいたしまして、簡単ではございますが就任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(小野隆雄君) 続いて、委員会条例第3条の規定により、各常任委員会委員の任期が満了したことにより、この際日程に常任委員会委員の選任についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時26分 休憩)

---

(午後 1時30分 再開)

○議長(小野隆雄君) 再開いたします。

大変お待たせをいたしました。ただいま議題となっています常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により議長より指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。それでは、議長より指名いたします。

総務常任委員会委員に、野呂議員、萬里川議員、森河議員、山本議員、松田議員、厚生常任委員会委員に、里川議員、西谷議員、中西議員、喜多議員、木田議員、建設水道

常任委員会委員に、中川議員、浅井議員、小野議員、堯川議員をそれぞれ指名いたします。

追加日程5、常任委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員会の委員を選任することに決定いたしました。各委員会委員の皆さん方には、よろしくお願いいたします。

続きまして、委員会条例第4条の2の規定により、議会運営委員会委員の任期が満了したことにより、この際日程に議会運営委員会委員の選任についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたします。

本件についても、委員会条例第7条の規定により議長より指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。それでは、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に、松田議員、里川議員、山本議員、中川議員、浅井議員、木田議員をそれぞれ指名いたします。

追加日程6、議会運営委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員を選任することに決定いたしました。各委員の皆様方には、よろしくお願いいたします。

続いて、都市基盤整備特別委員会委員の中川議員、野呂議員、西谷議員から、都市基盤整備特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。この際、都市基盤整備特別委員会委員の辞任許可についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。

よって、都市基盤整備特別委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中川議員、野呂議員、西谷議員の退席を求めます。

(中川議員、野呂議員 西谷議員退席)

○議長(小野隆雄君) 中川議員、野呂議員、西谷議員の都市基盤整備特別委員会委員の辞任願を事務局長に朗読させます。浦口事務局長。

○議会事務局長(浦口隆君) 辞職願を朗読します。

辞任願

今般、議会申し合わせにより、都市基盤整備特別委員会委員を辞任いたしたく辞任願を提出しますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

平成14年5月10日

都市基盤整備特別委員会委員

中川靖広

斑鳩町議会議長 小野隆雄様

以下同文でございますので、氏名のみ報告させていただきます。

都市基盤整備特別委員会委員、野呂民平。

同じく都市基盤整備特別委員会委員、西谷剛周。

以上です。

○議長(小野隆雄君) お諮りいたします。都市基盤整備特別委員会委員の中川議員、野呂議員、西谷議員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって、中川議員、野呂議員、西谷議員の都市基盤整備特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

(中川議員、野呂議員 西谷議員着席)

○議長(小野隆雄君) 中川議員、野呂議員、西谷議員にお知らせします。ただいま議題とされました都市基盤整備特別委員会委員辞任許可については、満場一致で許可いただきました。

ただいまの議決により都市基盤整備特別委員会委員が欠員となりました。よってこの際、日程に都市基盤整備特別委員会委員の選任についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって、都市基盤整備特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたします。

本件についても、委員会条例第7条の規定により、議長により指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。都市基盤整備特別委員会委員に、森河議員、中西議員、浅井議員をそれぞれ指名いたします。

追加日程8、都市基盤整備特別委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員を選任することに決定いたしました。

続きまして、広報発行対策特別委員会委員の喜多議員から、広報発行対策特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。この際、広報発行対策特別委員会委員の辞任許可についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって、広報発行対策特別委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、喜多議員の退席を求めます。

(喜多議員 退席)

○議長(小野隆雄君) 喜多議員の広報発行対策特別委員会委員の辞任願を事務局長に朗読させます。浦口事務局長。

○議会事務局長(浦口隆君)

辞任願

今般、議会申し合わせにより、広報発行対策特別委員会委員を辞任いたしたく辞任願を提出しますので、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

平成14年5月10日

広報発行対策特別委員会委員

喜多郁子

斑鳩町議会議長 小野隆雄様

○議長（小野隆雄君） お諮りいたします。広報発行対策特別委員会委員の喜多議員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって、喜多議員の広報発行対策特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

（喜多議員 着席）

○議長（小野隆雄君） 喜多議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました広報発行対策特別委員会委員辞任許可については、満場一致で許可いたされました。

ただいまの議決により広報発行対策特別委員会委員が欠員となりました。よってこの際、日程に広報発行対策特別委員会委員の選任についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって、広報発行対策特別委員会委員の選任についてを日程に追加し議題といたします。

本件についても、委員会条例第7条の規定により議長より指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。広報発行対策特別委員会委員に、萬里川議員、中西議員をそれぞれ指名いたします。

追加日程10、広報発行対策特別委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員を選任することに決定いたしました。各委員の皆さんには、よろしく願います。

続きまして、先ほど設置されました市町村合併調査研究特別委員会委員の選任についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって、市町村合併調査研究特別委員会委

員の選任についてを日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております市町村合併調査研究特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。市町村合併調査研究特別委員会委員に、西谷議員、野呂議員、松田議員、中川議員、喜多議員、堯川議員をそれぞれ指名いたします。

追加日程11、市町村合併調査研究特別委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員の選任をすることに決定いたしました。各委員の皆さんには、よろしくお願いいたします。

続きまして、議会推薦の農業委員会委員の任期が、本年7月19日付をもって任期満了となります。よって、斑鳩町農業委員会委員の推薦についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって、推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦についてを日程に追加し議題といたします。

ただいま議題となっております斑鳩町農業委員会委員の推薦については、農業委員会等に関する法律第12条第1項の規定により、議会推薦に係る農業委員に、萬里川議員、吉川議員、以上2名の方を指名いたします。

地方自治法第117条の規定により、萬里川議員、堯川議員の退席を求めます。

(萬里川議員、吉川議員 退席)

○議長(小野隆雄君) お諮りいたします。ただいま指名いたしました2名の方を、農業委員会委員として推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって、追加日程12、斑鳩町農業委員会委員の推薦については、ただいま指名いたしました2名の方を推薦することに決しました。

(萬里川議員、吉川議員 着席)

○議長（小野隆雄君） 萬里川議員、吉川議員にお知らせいたします。斑鳩町農業委員会委員の推薦については、満場一致をもって推薦することにいたしました。各委員にはよろしくお願いたします。

ただいまから、追加日程13、議長報告を行います。

議長報告（1）から（9）までにつきましては、事務局長から報告させます。浦口事務局長。

○議会事務局長（浦口隆君） それでは、報告をいたします。

初めに、常任委員会正副委員長互選結果についてであります。総務常任委員会委員長に野呂議員、副委員長に萬里川議員、厚生常任委員会委員長に里川議員、副委員長に西谷議員、建設水道常任委員会委員長に中川議員、副委員長に浅井議員であります。

次に、議会運営委員会正副委員長互選結果についてであります。委員長に松田議員、副委員長に里川議員であります。

次に、都市基盤整備特別委員会正副委員長互選結果についてであります。委員長に萬里川議員、副委員長に森河議員であります。

次に、広報発行対策特別委員会正副委員長互選結果についてであります。委員長に山本議員、副委員長に萬里川議員であります。

次に、市町村合併調査研究特別委員会正副委員長互選結果についてであります。委員長に西谷議員、副委員長に野呂議員であります。

次に、都市計画審議会委員についてであります。里川議員であります。

次に、青少年問題協議会委員についてであります。里川議員、萬里川議員、中川議員であります。

次に、老人憩いの家運営委員会委員についてであります。木田議員、吉川議員であります。

次に、社会教育委員についてであります。松田議員、喜多議員であります。

以上であります。

○議長（小野隆雄君） ただいま事務局長から報告させましたとおりであります。皆さんにはよろしくお願いたします。

以上で、本日開催の第2回臨時会に付議されました各議案についてはすべて終了いたしました。



閉会に先立ちまして町長からごあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成14年第2回臨時議会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は早朝よりご参集を賜り、臨時会には、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてほか8件について議案を提出いたしましたところ、議員皆様には、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても、温かいご配慮により原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

また、今後の議会運営の根幹となります正副議長の選出を初め各常任委員会及び特別委員会の各委員並びに正副委員長を選出していただき、大変ご苦労さまでございました。改めてお礼を申し上げます。

なお、新しく構成されました議会及び各委員会の皆様方には、町の懸案事項等ご相談、ご協議をお願い申し上げ、議会との連携を保ちながら、より一層の町勢の発展に向けて努力してまいりたいと考えております。今後とも、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議員皆様方には、ますますご健勝にて議会活動にご精励を賜りますよう心からお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） これをもって平成14年第2回斑鳩町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

（午後1時50分 閉会）